

ひょうご防犯まちづくり推進協議会（仮称）設立総会

日時：平成17年3月8日（火）

13:00～13:40

会場：兵庫県公館第1会議室

【開会】

事務局（木村局長）

それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから、ひょうご防犯まちづくり推進協議会設立総会を開催させていただきます。

私は、設立準備会の事務局を務めております兵庫県県民政策部地域協働局長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

【来賓・発起人紹介】

事務局（木村局長）

それでは、まず初めに本日、ご出席を賜りましたご来賓の方々をご紹介申し上げます。

兵庫県議会議長の原 亮介様でございます。続きまして、神戸地方検察庁、総務部長の加藤敏員様でございます。

次に、本推進協議会設立の発起人の皆様をご紹介させていただきます。

初めに、本会の代表発起人であります井戸敏三兵庫県知事でございます。

続きまして、発起人の皆様を50音順にご紹介させていただきます。

社団法人兵庫県防犯協会連合会の秋田博正会長でございます。兵庫県PTA協議会の太田勝之会長でございます。兵庫県市長会の加古会長の代理の川本事務局長でございます。兵庫県駐車場協会連合会の勝見 肇会長でございます。兵庫県連合自治会の白川武夫会長でございます。兵庫県教育委員会の武田政義教育長でございます。兵庫県警察本部の巽 高英本部長でございます。社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会、辻会長代理の森元常務理事でございます。兵庫県防犯設備協会、西村会長代理の島田専務理事でございます。

なお、兵庫県連合婦人会の北野会長、兵庫県商工連合会、土谷会長代理の安平事業部長、兵庫県町村会、中田会長代理の神吉事務局次長、兵庫県青少年団体連絡協議会の山口会長におかれましては、追って出席の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日所用によりご欠席をされておられますが、社団法人兵庫県建設業協会の大橋会長、兵庫県商工会議所連合会の水越会頭にも発起人としてご参画をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

続きまして、本協議会への参加呼びかけにご賛同いただきました会員の皆様のご紹介でございます。

本来なら、お一人お一人ご紹介をさせていただくべきところでございますが、時間の都合上、総会資料の中に出席者名簿を添付させていただきますので、それをもってご紹介にかえさせていただきます。

それから、会員としてご参加いただきました団員、団体機関名一覧を、会員名簿としてこれもあわせて添付させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、出席者名簿につきましては、出欠の連絡行き違いなどにより、記載漏れ等の不備がある場合は、何とぞご容赦をお願いいたします。

【代表発起人あいさつ】

事務局（木村局長）

それでは、設立総会の開会に当たりまして、ただいまから発起人を代表いたしまして、井戸知事からごあいさつを申し上げます。

井戸知事、よろしく願いいたします。

井戸敏三知事

皆様には非常にお忙しい中、「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」の発足に当たりまして、ご出席を賜り心からお礼を申し上げたいと存じます。地域における様々な防犯活動の必要性につきましては、この10年間で犯罪が激増しているという事実でも、ご理解いただけると存じますが、一方で地域の皆様方が自主的に立ち上げられた地域での防犯活動によりまして、犯罪が減少しているという実情もございます。

ある町内会では住民の皆様方が活動を展開されたことで、空き巣とか、あるいは路上犯罪がほとんどなくなってしまったというような成果を上げられているということもお聞きしました。非常に犯罪が増えている地域がある一方で自主的に防犯活動を展開されることにより非常に大きな成果が上がっているという、この二つの状況を見ましたときに、警察などの関係者はもちろん努力していただく必要はありますが、地域の方々による安全・安心を確保するための自主的な運動や活動が非常に意義があるということで、呼びかけをさせていただいた次第でございます。

今日お集まりの関係の皆様方は、「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」の設立に参加をしていただいて、自ら地域の安全・安心のために協力しようという方々ばかりでございます。私はそのような県民の皆様方の防犯、あるいは安全・安心ということに対する自主的な取り組みが、まさしく兵庫全体の安全・安心な社会づくりにつながっていく、その大きな原動力になるということ、県民の皆様と一緒に理解をさせていただき、そしてそのような、活動の輪が広がっていくことが、安全・安心の兵庫づくりに大きく寄与するのではないかと考えており、そのような意味で、今回の推進協議会の発足を大変喜んでいる次第でございます。

問題はこれから、安全・安心な兵庫づくりを目指した活動をどう展開していくかということになるかと思いますが、この推進協議会で基本的な方向や、基本的な活動の内容等につきましてもご示唆をいただきながら、それぞれできることをそれぞれの地域で推進していく、その決意を確認し合うことによって次なるステップに進ませていただければ幸いですと考えておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

最後になりましたが、今回この推進協議会の趣旨に賛同いただき、それぞれの分野で活動を展開しようとしておられますメンバーの皆様方に心から協力をお願い申し上げますとともに、それぞれの団体の活動の実を上げていただきますよう、心から祈念を申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（木村局長）

ありがとうございました。

それではここで、本日ご出席をいただいております、来賓の方を代表いたしまして、原兵庫県議会議長からご祝辞を頂戴したいと存じます。

原議長、よろしく願いいたします。

原亮介議長

失礼をいたします。本日は県下の有力な団体の皆さん方を発起人とし、かつまた、有力な団体の皆さん方が会員としてご参集いただきまして、「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」の設立総会が開催されますことを、県議会を代表してお喜び申し上げます。

今、知事の話にもありましたとおり、県民の最大の課題は安全・安心ということですが、私は、日本に一番欠けているのは「絆」ではないかと思うのです。昔、漢字を習ったときに、「絆」というのはどう書くかということ、を国語の先生に教わったことがあります。いとへんに半分と書きます。この意味は、互いにロープと申しますか糸を半分ずつ出し合って、そしてそれが

つながって人と人とのつながりができる、それが「絆」だと。今の世の中、親子の絆、家族の絆、地域の絆、そのお互いに出し合うロープが途中で結びついていない。そのことが今、県下の一番不安な状態をあらわしているのではないか。そういう面で、これから「絆」をしっかりと結び合う、そのことが地域社会の安全に一番大事なことだと思います。

そういう面で、人々は、いとへんに半分ですから、互いに半分ずつのロープを出す、これが原則ではありますがけれども、やはり人にはそれぞれ置かれた立場で、ロープの長い人、短い人、それぞれあるだろうと思いますけれども、お互いにロープを出し合ってそして結び合う。一方だけが出し合って、片方は手も出さない。一本もロープを出さない。そんな社会ではなくて、お互いに長い短いはあるかも知れませんが、お互いに協力し合いながら一つのつながりを結ぶ。そのことが社会のつながり、そしてそれが人間社会の根本になるのだと、このような思いであります。

本日お集まりの皆さん方によりまして、兵庫県下の人々の「絆」がさらに強まりますことを心から祈念して、皆さん方のさらなるご精進をお願い申し上げます。祝辞に代えたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

事務局（木村局長）

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に本会の設立の趣旨につきまして、事務局より説明させていただきます。

事務局（藤原課長）

後ろから失礼いたします。事務局の藤原と申します。

私から設立趣旨について説明させていただきます。

兵庫県内の刑法犯認知件数は近年急激に増加する傾向にあります。平成14年には戦後最多となる約16万4千件を記録し、平成15年は約15万3千件と若干減少したものの、依然として高水準にあります。

これらの犯罪の多くは、私たちの生活に身近なところで起こるひったくりや空き巣、車上ねらいなどの街頭・侵入犯罪であります。特に、女性や子ども、お年寄りが被害者となる事件が多発するなど、県民の犯罪に対する不安が高まっております。

このように、犯罪が多発している原因の一つとして、地域社会における連帯意識が薄れてきたことによる犯罪抑止機能の低下が指摘されております。その一方、「地域の安全は地域が自ら守ろう」とする自主防犯活動の機運が全国的に高まりを見せており、兵庫県においても一部の自治会等において防犯パトロールなどの自主防犯活動への取り組みが広がりつつあります。

犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して生活できる豊かな地域社会の実現に当たりましては、自発的かつ自律的な意思に基づく県民一人一人の参画と協働による主体的な取り組みの輪を大きく広げていくことが大切です。

このため、地域団体をはじめ、事業者団体、行政機関などが協働して、県民総ぐるみで地域社会の犯罪抑止機能を向上させる運動を展開するため、「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」の設立をここに提唱するものです。

事務局（木村局長）

ただいま、設立の趣旨説明を行いました。これについてご了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ただいまの拍手をもちまして、「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」の設立を認めていただいたこととさせていただきます。

【議事（１）会則に関する件】

事務局（木村局長）

それでは、これから議事に移らせていただきます。

まことに僭越でございますけれど、議長が決まりますまで、私が議事の進行をさせていただきます。

本日の議事につきましては、総会資料の会議次第にありますとおり、会則に関する件、それから役員選出に関する件、それから平成17年度事業計画及び収支予算に関する件について審議いただきたいと存じます。

まず、第1号議案の会則に関する件につきまして、事務局より説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

事務局（藤原課長）

推進協議会会則(案)について説明いたします。

第1条、本会はひょうご防犯まちづくり推進協議会と称します。

第2条、本会の事務所は兵庫県県民政策部内に置きます。

第3条、本会は地域団体及び事業者団体並びに行政機関等が協働して、地域社会の犯罪抑止機能を向上させる県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とします。

第4条、本会は前条の目的を達するため、次の事業を行います。

(1)防犯まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。

(2)防犯まちづくりの普及・啓発に関すること。

(3)防犯まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化す

ること。

(4)その他目的を達成するために必要な事業に関することとさせていただきます。

第5条、本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等またはそれと同等と認められる団体等といたします。

第6条、会費は無料といたします。

第7条、第8条は省略させていただきます。

第9条、本会に次の役員を置きます。

(1)会長、1名。(2)副会長として若干名。

第10条、役員は総会において、会員の代表者または推薦者の中から選出いたします。

役員の任務、第11条ですが、会長は本会を代表し、会務を総理いたします。第2号、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはあらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理いたします。

第12条、役員の任期は3年といたします。ただし再任は妨げない。第2号、第3号は省略いたします。

第13条、役員は無報酬といたします。第2号、役員には費用を弁償することができます。

第14条、本会の会議は、総会、幹事会といたします。

第15条、総会は会長が招集し、会長または会長があらかじめ指名した者がその議長となります。第2号、総会は次の事項を審議いたします。

(1)事業計画及び収支予算に関すること。

(2)事業報告及び収支決算に関すること。

(3)会則の改正に関すること。

(4)その他本会の運営に関する重要事項に関することとさせていただきます。

第16条、総会の決議は出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決めます。

第17条、総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、これは事業計画、それから収支予算の関係ですが、第2号、これは事業報告、収支決算です。第4号、その他本会の運営に関する重要事項でございますが、これらの事項につき、緊急を要するとき、会長は事案持ち回りにより、幹事会の承認を経て、専決処分することができます。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならないとしております。

第18条、幹事会は別表に掲げます団体等の代表者または推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図ります。

次に別表といたしまして、推進協議会幹事会構成団体の18団体を記載して

おります。

発起人となっていただきました団体のほか、消費生活活動として、防犯活動の一翼を担っていただくため、兵庫県消費者団体連絡協議会、それと神戸市の中核的な女性団体でございます神戸市婦人団体協議会に幹事会に参画していただければとしております。

第19条、本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金、その他の収入をもって充てます。第2号、第3号は省略させていただきます。

第20条、本会は、総会において会員総数4分の3以上の議決を持って解散いたします。

第21条、本会に事務局を置きます。第2号、事務局は兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全生活部生活安全企画課といたします。第3号、事務局長は、兵庫県県民政策部長をもって充てます。

以上でございます。

事務局（木村局長）

それでは、ただいまの会則(案)につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいま拍手をいただきましたので、会則(案)につきましてはご承諾をいただけたものとさせていただきます。

先ほどご承認をいただきましたとおり、発起人の属する団体以外に、兵庫県消費者団体連絡協議会と、神戸市婦人団体協議会の2団体に幹事団体をお願いしております。本日、両団体の会長にお越しいただいておりますので、恐縮ですが、幹事席の方にご移動お願いいたします。両会長、よろしく願いいたします。

それでは、改めましてご紹介をさせていただきます。

兵庫県消費者団体連絡協議会の幡井政子会長でございます。神戸市婦人団体協議会の藤原礼子会長でございます。

【議事（2）役員選出に関する件】

事務局（木村局長）

それでは続きまして、第2号議案の役員を選出に関する件に移らせていただきます。

ただいまご承認をいただきました会則第10条に基づきまして、役員である

会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。

総会資料 6 ページに役員(案)ということで、記載しておりますが、これにつきまして事務局より説明させていただきます。

事務局(藤原課長)

推進協議会の役員(案)について説明いたします。

会長といたしまして、兵庫県知事の井戸敏三。

副会長といたしまして、社団法人兵庫県防犯協会連合会会長の秋田博正様。兵庫県市長会会長の加古房夫様。兵庫県連合婦人会会長の北野美智子様。兵庫県連合自治会会長の白川武夫様。兵庫県警察本部長の巽 高英様。兵庫県町村会会長の中田耕一郎様。兵庫県商工会議所連合会会頭の水越浩士様。

以上、副会長 7 名を役員(案)としております。

事務局(木村局長)

ただいま、事務局の方の役員(案)を説明させていただきましたが、これにつきまして何かご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、役員(案)につきましてはご了承をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、先ほどご承認をいただきました会則の第 5 条第 1 項に基づき、総会は会長が議長となりますので、これからの進行につきましては、会長の井戸知事をお願いしたいと存じます。

井戸知事、議長席の方に移動お願いいたします。

それではよろしくお願いいたします。

井戸敏三知事

それでは、ただいま会長に就任させていただきましたが、会長一人でこの推進協議会を運営できるわけではありませんし、また、活動が展開できるわけでもございません。メンバーの皆様方のお力添えと活動をもちまして、目的、安全・安心な兵庫づくりを目指したいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【議事(3)平成17年度事業計画及び収支予算に関する件】

井戸敏三知事

それでは、議事に入らせていただきます。

第 3 号議案の平成17年度事業計画及び収支予算についてお諮りをさせてい

たきます。

総会資料の 8 ページから 10 ページでございますが、事務局から説明をさせていただきます。

事務局（藤原課長）

平成 17 年度事業計画(案)についてご説明いたします。

、推進方針でございます。

兵庫県内の刑法犯認知件数は、平成 16 年約 13 万 5 千件と減少傾向にありますものの、10 年前の約 2 倍と、依然として高水準でございます。

犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して生活できる地域をつくるためには、地域団体をはじめ、事業者団体、行政機関などが協働して防犯活動への取り組みの輪を大きく広げていくことが大切であります。そのため、各団体等の自主的・自律的な防犯活動を支援・活性化していくことができるよう、研修会の開催を通じ、先進的な取り組みの学習機会の提供、団体間の相互の交流促進に努めるとともに、各団体等の活動事例の紹介などを盛り込んだ情報の提供、県民向けの広報啓発活動を展開することにより、県民の防犯意識の啓発を図ってまいります。

、推進体制でございます。

必要に応じまして総会、幹事会を開催いたします。

その場でより効果的な防犯対策を推進していくための方策等についてご検討をいただきたいと思います。

、実践活動の推進でございます。

その 1 は研修会の開催でございます。

防犯学習機会の提供を通じまして、会員相互の連携、交流機会を提供しまして、異業種間の連携等に貢献したいと考えております。

その 2 は、防犯に関する広報啓発事業の実施でございます。

(1) は、行動計画など情報の取りまとめと発信でございます。会員がそれぞれの立場でできることから防犯対策に取り組めるよう、各会員の防犯活動事例、他府県の事例等をもとに、基本的な取り組み内容を示しました行動計画を取りまとめて、IT を活用するなどいたしまして、それを紹介するほか、地域の犯罪・防犯情報を不定期に配布いたします。

(2) は、防犯設備展示会の開催でございます。ふれあいの祭典等、多くの県民の方が集まる場を活用しまして、最新の防犯設備の展示、紹介等、設備面での防犯対策の普及啓発を図ってまいります。

(3) は、その他普及啓発事業でございます。協議会のシンボルキャラクター、ポスター、ステッカー等の作成、配布等を行い、県民の防犯意識の高揚

を図ってまいります。

その3は、講演会等への講師のあっせんでございます。

会員の皆様が自主的に実施されます講演会・防犯教室等を開催する際、会員からの依頼により適切な講師をあっせんいたします。

その4は、会員の加入促進でございます。

県民運動の輪を広げるため、引き続き、団体・機関等へ加入を働きかけてまいります。

事業(案)としては以上でございますが、この事業を進めるに当たりましては、会員の皆様のご意見や要望を十分反映したものといたしたいと考えております。

事業内容については、会員アンケートを実施し、会員の意見を踏まえた上で、幹事会で調整した上で決定したい。また、予算的に限られておりますけれども、項目の組みかえを含め、弾力的に対応したいと考えております。

なお予算につきましては、17年度収支予算(案)として記載しております。

収入の部でございます。

県の補助金として100万円。

支出の部としまして、細項目になりますが、協議会運営費3万円。研修会費23万円。広報・啓発費等72万円。予備費として2万円。計100万円の支出を予定しております。

以上でございます。

井戸敏三知事

ありがとうございました。

17年度の収支予算と事業計画をご説明申し上げました。

推進協議会としての事業としては、主として研修会と、それから広報・啓発、そして具体的に総会や幹事会で方向性をご議論いただくということが中心になっておりますが、この事業計画(案)と予算(案)につきまして、ご意見あるいは質問等がございましたらお願い申し上げます。

この際ですから、別にこういう進め方をしたらどうだというご意見でも結構でございますので、どなたでもおっしゃっていただけましたら幸いです。

それでは、趣旨を十分ご理解いただいて、賛同いただいたと存じますので、ご承認いただくということによろしゅうございませうか。

ありがとうございました。

それでは第3号議案の17年度の事業計画と収支予算に基づきまして、事業を展開させていただきましますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長のあいさつで申しましたけれども、具体の実践はそれこそ各メンバー

の皆様方の活動によるところがほとんどでありますので、どうぞよろしくお
願い申し上げる次第でございます。

それでは、本日審議いただく議事は以上ですべて終了いたしました。あり
がとうございました。

それでは、事務局へバトンタッチをいたします。

事務局（木村局長）

どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、この推進協議会の事務局長でもあります
兵庫県の井筒県民政策部長よりごあいさつを申し上げます。

井筒部長

本日は皆様方、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます
た。

何はさておき、この「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」は、本日無事に
設立ということになりました。我々県と県警本部と一緒に事務局を担当させ
ていただきますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりましたけれども、今後とも安全・安心な兵庫の実現に向けまし
て、防犯活動に格別のご理解・ご協力、またご支援を賜りますことをお願い
申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありが
とうございました。

事務局（木村局長）

それでは、これをもちまして総会を終了させていただきます。

ありがとうございました。